

平成30年度における業務実績

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p>1. 証券化支援事業 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p> <p>① 周知活動の対象を次のとおり区分し、各対象に応じた効果的な取組を行う。</p> <p>ア お客さま 住宅ローンを検討中のお客さまが、フラット35の商品性等に関する情報にアクセスできるよう、テレビ、新聞、インターネット等の各種媒体による広告、セミナー等を通じて周知を行う。また、広告の実施に当たっては、効果検証及びこれに基づく実施方法等の見直しを適宜実施する。</p> <p>イ 住宅関連事業者等 住宅関連事業者等が、お客さまのニーズに応じてフラット35の商品性等に関する情報を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等の実施や各業界団体との連携を通じて周知を行う。また、住宅関連事業者等のニーズに応じて、ツールの提供、セミナー等を通じて住宅技術の情報提供を実施する。 併せて、住宅関連事業者の物件検査が円滑に行われるよう、適合証明検査機関に対して研修等により制度改正等の情報を周知するとともに、適合証明検査機関のニーズに応じてサポートを実施する。</p> <p>ウ 金融機関 金融機関が、お客さまのニーズに応じてフラット35を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等を通じて周知を行う。また、金融機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行うとともに、金融機関と連携して、お客さまや住宅関連事業者等への周知を行う。 (指標：フラット35(買取型)の申請件数)</p> <p>② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、フラット35Sについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット35Sのメリットと国が実施する税制等各種支援策を併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35における申請件数(新築住宅に限る。)</p>	<p>○ 周知活動の対象区分に応じ、次のとおり、効果的な取組を実施した。 ○ その結果、平成30年度のフラット35(買取型)の申請件数は、101,394件となった。(指標)</p> <p>(お客さまに対する取組) ○ フラット35に係る周知ツール(パンフレット、チラシ、広告素材等)を活用し、お客さまへの周知活動を行った。 ○ 広告掲載にあたっては、毎月広告代理店との報告会を開催し、認知度・理解度等に関する定量的・定性的な効果検証を行うとともに、広告素材の見直しを行う等、PDCAサイクルを回しながら戦略的な広告活動を行った。 ○ 全国一斉相談会を開催(平成30年7月(全国:701会場)、平成31年1月(全国:801会場)するとともに、相談会に併せてファイナンシャルプランナーや地方公共団体等によるセミナーも開催した。また、全国一斉相談会の開催時期に合わせてメディアミックス(テレビCM、新聞・テレビのパブリシティ広告、地下鉄・女性専用車両への交通広告等)による効果的な広告活動を行った。 ○ 住生活月間中央イベントにブースを出展し、フラット35を周知した(平成30年10月)。 ○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携して、主に次の周知活動を行った。 ア ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる情報発信(毎月) イ 生命保険会社等のライフプランセミナー講師に対しフラット35の制度を説明 ウ ファイナンシャルプランナー及び日本FP協会への個別訪問による制度説明 エ FPFフェアへのブース出展及びFPセミナーの開催により、参加したファイナンシャルプランナーに対して制度を周知 ○ 総合的かつ戦略的な広報活動を次のとおり実施した。 ア 各種メディアに対して、適時プレスリリースを発出したほか、積極的な働きかけとしてプレスセミナーを開催し、日々迅速かつ的確な取材対応を行った。 イ 広報活動に関する本支店の情報共有を密にするなど、機構として適切な広報に取り組んだ。</p> <p>(住宅関連事業者等に対する取組) ○ 住宅事業者向けのセミナー資料等の周知ツールを活用し、住宅事業者へ訪問する等により、フラット35の商品概要や手続等について周知した。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、セミナー内容に応じて、住宅ローンの基本、注意事項の解説、フラット35の商品概要、技術基準、長期優良住宅のメリット、一定の既存住宅に係るフラット35物件検査の省略等の説明を行った(計51回実施)。 ○ 仕様書サポートダイヤルを通じて、事業者からの住宅技術関係の照会に対応し、事業者の住宅技術に関する理解度の向上を図った(平成30年度入電件数:1,169件)。 ○ 適合証明検査機関における物件検査が円滑かつ適確に実施されるよう、次のとおり取り組んだ。 ア 適合証明検査機関新任担当者向け研修の実施(全国9箇所計473名参加) イ 適合証明検査機関の担当者会議を開催し、制度改正事項や物件検査において間違いやすいポイントを中心に解説(全国7箇所計384名参加) ウ 適合証明検査機関からの電話が繋がりにくい状況を改善するため、「適合証明業務等問い合わせシート」を新規作成し、随時メールによる照会を受け付けることができるよう対応(平成30年度メール照会件数:337件、同電話照会件数:3,538件) エ 物件検査が円滑に行われるよう、業務検査で指摘した不備等の検査ミスが起きやすい事項を事例集としてとりまとめ、適合証明検査機関に情報提供</p> <p>(金融機関に対する取組) ○ フラット35に係る周知ツール(パンフレット、チラシ等)を活用し、金融機関向けのセミナーや勉強会を通じて制度周知を行った。また、金融機関のニーズに応じて、金融機関と協働で住宅事業者等への周知を行った。 ○ フラット35の制度改正にあわせて金融機関向けマニュアルを作成した(制度開始1か月前)。 あわせて、制度改正事項を反映したパンフレット等の周知資料を提供した。 ○ 平成31年度の制度改正内容に関し、金融機関向け説明会を全国で開催した(全国10会場、11回実施)。</p> <p>主に次の取組を行った結果、平成30年度におけるフラット35申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合は、27.6%となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率125.5%)。 (周知活動) ○ 長期優良住宅を取得することのメリットを周知するための広告を作成し、Webや新聞へ掲載した。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を22%以上とする。(定量目標)</p> <p>③ 既存住宅の流通促進のため、フラット35における中古住宅の取扱いについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット35リフォーム一体型及びフラット35リノベを併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を19%以上とする。(定量目標)</p> <p>④ フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るとともに、お客さま、住宅関連事業者、適合証明検査機関、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット35の制度・運用の見直しを適宜適切に行う。(指標：フラット35(リフォーム一体型)の申請件数・フラット35リノベの申請件数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35Sが利用できること、税制上の優遇措置が受けられること等、長期優良住宅のメリットをPRする周知ツール(パンフレット及びチラシ)を活用し、業界団体や地方公共団体と連携した勉強会やセミナー等の場を通じて、住宅事業者等に周知した。 ○ 平成30年10月の制度改正内容(築年数10年以内の長期優良住宅又はフラット35利用住宅は、物件検査を省略可)を盛り込んだ周知資料(パンフレット及びチラシ)を作成し、住宅事業者等に配布するとともに、ホームページにも掲載した。 ○ 全国一斉相談会を開催(平成30年7月(全国:701会場)、平成31年1月(全国:801会場))し、長期優良住宅のメリット等を周知した。(再掲) ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、長期優良住宅の認定基準、認定取得によるメリット等を説明した(計32回実施)。 ○ 地方公共団体との連携を深掘りするために作成した「地域政策サポートガイド」に長期優良住宅の普及促進に関する項目を追加し、周知を図った。 ○ F Pフェアへのブース出展及びF Pセミナーの開催等を通じて、ファイナンシャルプランナーに対して長期優良住宅に係る制度を周知した。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅の流通促進のため、新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅及び新築時にフラット35を利用した住宅のうち築年数10年以内の住宅については物件検査を省略する制度改正を実施した(平成30年10月)。 <p>主に次の取組を行った結果、平成30年度におけるフラット35申請件数のうち既存住宅の割合は、23.5%となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率123.7%)。</p> <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅にフォーカスした周知ツール(セミナー用資料及びチラシ)を活用し、業界団体、適合証明検査機関、地方公共団体等と連携した勉強会、セミナー等を通じて、住宅事業者等に周知した。 ○ フラット35リノベを訴求するための広告を作成し、Webや雑誌、新聞へ掲載した。 ○ フラット35リノベとフラット35子育て支援型等の併用が可能である旨を明記したチラシを作成し、事業者等に配布するとともに、ホームページに掲載した。 ○ 平成30年10月の制度改正内容(築年数10年以内の長期優良住宅又はフラット35利用住宅は、物件検査を省略可)を盛り込んだ周知資料(パンフレット及びチラシ)を作成し、住宅事業者等に配布するとともに、ホームページにも掲載した。(再掲) ○ 全宅連の安心R住宅開始に向けた各都道府県会員向けの説明会にて、関連するフラット35諸制度について説明を行った(平成30年4月)。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、既存住宅に関するフラット35の商品特性等を説明した(計21回実施)。 ○ 住宅生産団体連合会及び住宅リフォーム推進協議会との共催で、既存住宅の流通活性化を目的としたシンポジウムを開催した(約200名参加)。 ○ F Pフェアへのブース出展及びF Pセミナーの開催等を通じて、ファイナンシャルプランナーに対して既存住宅に係るフラット35の制度を周知した。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅の流通促進のため、新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅及び新築時にフラット35を利用した住宅のうち築年数10年以内の住宅については物件検査を省略する制度改正を実施した(平成30年10月)。(再掲) <p>フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るため、主に次のとおり取組を行った結果、フラット35(リフォーム一体型)の申請件数は626件(平成29年度実績:497件、対前年度比:126.0%)、フラット35リノベの申請件数は119件(平成29年度実績:85件、対前年度比:140.0%)となった。</p> <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベにフォーカスした周知ツール(セミナー用資料及びチラシ)を活用し、業界団体、適合証明検査機関、地方公共団体等と連携した勉強会やセミナー等を通じて、住宅事業者等に制度を周知した。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、既存住宅に関するフラット35の商品特性等を説明した(計21回実施)。(再掲) ○ フラット35リノベを訴求するための広告を作成し、Webや雑誌、新聞へ掲載した。(再掲) <p>(フラット35(リフォーム一体型)に係る制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さま等の意見を踏まえ、既存住宅売買瑕疵保険の付保が可能な一戸建て住宅などについては、フラット35(リフォーム一体型)の物件検査のうち事前確認を省略できることとした(平成31年4月から実施)。 <p>(その他の制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅関連事業者、民間金融機関等からの要望を踏まえフラット35の制度・運用の見直しについて検討し、次の事項を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ア フラット35の借入対象費用に建築確認などに関する各種申請費用、マンション修繕積立基金(引渡時一括分)、マンション管理準備金(引渡時一括分)などを追加(平成31年4月から実施) イ 建築費等の高騰を受けて1億円超の住宅が増加していること等を踏まえ、借入対象住宅の要件としていた「住宅の建築費または購入価額が1億円以下」を撤廃(令和元年10月から実施予定) ウ フラット35(買取型)の融資率9割超の金利を引下げ(令和元年10月から実施予定)

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深め、フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結数を累計で500件以上とする。(定量目標)</p> <p>⑥ フラット35子育て支援型申請戸数を2,000戸以上とする。(定量目標)</p> <p>⑦ お客さまがフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知る事ができるように、事前審査システムに係る民間金融機関の利便性の向上を図るなど、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえて、証券化支援業務の手續の電子化を推進する。</p>	<p>エ フラット50の融資率上限を6割から9割に引上げ。併せて、融資限度額を6,000万円から8,000万円に引上げ(令和元年10月から実施予定)</p> <p>○ 地方公共団体ごとに異なる助成事業について、フラット35子育て支援型等の対象事業としての妥当性を有識者委員会で審議した(9回開催)。</p> <p>○ 平成30年4月からフラット35地域活性化型に空き家対策を追加し、地方公共団体に当該制度の開始を周知した。その結果、平成30年度中に123事業で取扱いを開始した。</p> <p>○ 平成31年3月末時点での協定締結数(累計)は608件(子育て支援型295件、地域活性化型313件)となった。</p> <p>(制度改正)</p> <p>○ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「若者を中心としたU・I・Jターン対策の抜本的強化」を支援するため、「地方創生移住支援事業」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、フラット35地域活性化型に金利引下げを拡大した「地方移住支援」を追加することとした(金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定)。</p> <p>○ 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と連携して、住宅の防災・減災対策に取り組むため、フラット35地域活性化型に「防災対策」を追加することとした(金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定)。</p> <p>(事務手續の改善)</p> <p>○ 地方公共団体及び機構支店等の事務負担を軽減するため、次のとおり事務手續を改善した(平成30年10月から実施)。</p> <p>ア 地方公共団体との協定締結手續を迅速に行う観点から、事業変更に係る認定手續のうち過去の有識者委員会で認められた事例について、協定締結に係る決裁権限を見直し</p> <p>イ 事業(変更)申請書を簡素化するとともに、記載内容についても過去の類型から選択できるよう書式を見直し</p> <p>○ フラット35子育て支援型申請戸数は、855戸となり、目標は下回った(達成率42.8%)ものの、前年度実績(376戸)と比べると2倍以上になり、次のような効果があった。</p> <p>ア 地方公共団体の施策推進に向けて、地域金融機関に対して協調した取組を働きかけた結果、地方公共団体、地域金融機関及び機構の3者連携による取組(お客さま向け説明会、住宅事業者向けセミナー等)に繋がった。</p> <p>イ 機構が協定締結先地方公共団体(350団体、532事業)にヒアリングしたところ、平成30年度の予算執行率が75%以上となった事業の割合は回答数(529事業)の55%となり、平成29年度の予算執行率との比較では「良い」と回答した事業の割合は回答数(431事業)の39.4%となった。また、機構と協定を締結して良かったこととして、「機構が周知に協力してくれた」が65.0%、「お客さまからの問い合わせが増加した」が27.6%、「助成事業の利用が増加した」が16.4%となった。</p> <p>(地方公共団体等と連携した周知活動)</p> <p>○ 住宅事業者や業界団体に対し、次のとおり地方公共団体の助成事業及びフラット35子育て支援型等の制度を周知した。</p> <p>ア 地方公共団体の助成事業とフラット35子育て支援型等に係る制度をまとめたハンドブックや地方公共団体とのタイアップチラシを作成し、配布</p> <p>イ 全国一斉相談会(平成30年7月(全国:701会場)、平成31年1月(全国:801会場)において、会場によっては協定を締結した地方公共団体も参加(計43団体)し、助成制度とフラット35子育て支援型に関する相談等をあわせて実施</p> <p>ウ 地方公共団体との共催により、住宅事業者向け説明会を開催</p> <p>エ 大手企業の従業員に対する職域営業を地域金融機関等と実施</p> <p>(フラット35子育て支援型の周知活動)</p> <p>○ 次の取組等によりフラット35子育て支援型等を周知した。</p> <p>ア パナー広告、リスティング広告等からフラット35サイトのフラット35子育て支援型等のページへ誘導するための専用ランディングページを新設(平成30年6月)</p> <p>イ 住宅専門紙、子育て専門誌やファイナンシャルプランナーによる子育て支援をテーマとした生活情報サイトへ広告を掲載</p> <p>ウ フラット35子育て支援型等に関する動画広告を作成し、ホームページに掲載(平成30年10月)</p> <p>エ 渋谷屋外ビジョンにおけるフラット35子育て支援型等の動画広告を実施(平成30年9月~平成31年2月)</p> <p>オ 地下鉄へのステッカー広告の掲載(平成30年12月~)</p> <p>○ 機構ホームページ内に「地域別支援情報サイト」を開設し、フラット35子育て支援型等に関する情報の閲覧性を向上させるとともに、セミナー・イベント情報及び地域の関連情報を掲載できるようにした(平成31年3月)。</p> <p>(手續の電子化に関する取組)</p> <p>○ 借入申込、金消契約書及び抵当権設定契約の手續きに関し、電子化の要望のあった金融機関(6金融機関)について対応を行い、2金融機関については導入の準備を完了した(4金融機関については対応継続中)。</p> <p>(事前審査システム新規導入等に対する取組)</p> <p>○ 事前審査システムの導入を検討している金融機関に対し、照会対応、事前審査システムの概要説明を行う等丁寧な対応を行った。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑧ 信用リスクを的確に管理するとともに業務を効率的に実施し、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。(定量目標)</p> <p>⑨ 資産担保証券(以下「MBS」という。)市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するよう、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。そのため、投資家に対する丁寧な広報活動を実施するとともに、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行う。</p> <p>⑩ MBS市場に参入する投資家の維持・拡大及びリレーションの深化を図るため、訪問対象となる投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によりIR活動を実施する。また、MBS配分プログラムについては参加が見込まれる金融機関に対する制度周知を着実に行う。 (指標:MBSの毎月の発行額・MBS発行時のベンチマーク(10年国債の流通利回り)とのスプレッド)</p>	<p>○ 事前審査を導入済の金融機関の要請に基づき、システムの利用促進のため、事前審査システムの概要や伝送機能の説明を実施した。</p> <p>○ お客さまが一つの申込書で複数の金融機関にフラット35の事前審査を申し込むことができるシステムにフラット35取扱金融機関が新たに参加する際に必要な手続き等について適切な支援を行った。</p> <p>○ 仮承認案件の信用コスト及び審査スピードについて、毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。また、進捗管理の徹底、審査案件事例の共有化、借入申込書の記入方法等に係る金融機関への研修の実施、RPAシステムの導入による審査事務処理の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は、94.4%となり、9割超の水準を維持した。</p> <p>(MBS)</p> <p>○ 日銀によるマイナス金利政策の継続に伴う低金利環境を背景に、フラット35の事業量は高水準で推移し、月平均1,500億円程度の大型発行が続く中、IRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計で1兆8,089億円(対前年度比▲1,954億円)の発行を安定的に行った。</p> <p>○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールを設定し、投資家需要を精緻に見極めながら丁寧かつ柔軟な起債運営を行った。なお、年度を通じて旺盛な投資家需要を維持できたことから、発行額の平準化は実施していない。</p> <p>○ 着実なIRの実施及びそれに伴う投資家数の拡大、MBS配分プログラムの着実な実施等により、大型発行が続く中でも十分な投資家需要を集め、スプレッドは30bp台半ばで安定的に推移した。</p> <p>○ 年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘り起こしに努めた結果、最大の月で150社(1起債当たり)を超える投資家に債券を購入いただいた(前年度は最大の月で140社程度)。</p> <p>○ 平成30年度から、旧公庫時代の直接融資事業に係るリファイナンスを目的としたT種MBSを新たに発行し、調達の多様化を図った。 T種MBSの発行にあたっては、IR活動の強化、証券会社や情報ベンダーを通じた情報提供等を早期に実施した結果、幅広い投資家層からの参加が得られ、3回の発行で計2,000億円の資金を調達した。</p> <p>(SB)</p> <p>○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、需要状況に応じた増額方式を採用するなど柔軟な起債運営を実施することにより、一般担保債券(以下「SB」という。)について、年度累計で5,600億円(対前年度比+550億円)の大規模発行を安定的に行った。</p> <p>○ 多様な年限(5年、10年、15年、20年及び30年)での発行を行った。また、スプレッド等については、大規模な発行額であったにもかかわらず、各年限で他の財投機関債と年度を通じて同水準を堅持した。 (財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア)</p> <p>○ 平成30年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは63.2%(対前年度比+1.7%)となった。</p> <p>(グリーンボンドの発行)</p> <p>○ 「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金用途とするグリーンボンド(通称:住宅金融機構グリーンボンド)を平成31年1月にSB(20年債)で発行(住宅ローンを資金用途とするグリーンボンドの発行は国内初)した。</p> <p>○ グリーンボンドとして発行したSBと10月に発行したSBについて、投資家層別購入割合を比較すると、SBの購入を見送っていた生保や都銀等がグリーンボンドを購入するなど、中央投資家層(生保、都銀等、中央公的)の購入割合が増加(約20%→約40%)した。</p> <p>○ 発行等を通じて省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、政策実施機関として良質な住宅の更なる普及促進につながった。</p> <p>○ これらの取組の結果、環境省主催の「ジャパン・グリーンボンド・アワード」において、1月に発行したグリーンボンドが、「ジャパン・グリーンイノベーション部門」の環境大臣賞を受賞した(平成31年3月)。</p> <p>(IR活動)</p> <p>○ 投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、訪問対象の重点化及びIRの質向上による戦略的なIRを行った。</p> <p>○ MBS及びSBの安定発行に向けた投資家層の拡大等を目指し、生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合、海外投資家等のセクターに対し、ターゲット先を絞った効果的なIRを行った。 また、地方公共団体に対しては、証券会社が実施するセミナーを通じたIRも行った。</p> <p>○ IRの質向上を図るべく、上記の「IR相手先」に係るターゲット先の明確化の取組のほか、「IR実施者」に係る取組として新任のIR担当者(機構職員)向けの育成プログラムを行い、IR実施者のレベルアップに努めた。</p> <p>○ 投資家への個別訪問件数は、国内416件、海外12件となった。</p> <p>○ 年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘り起こしに努めた結果、最大の月で150社(1起債当たり)を超える投資家を獲得した(前年度は最大の月で140社程度)。(再掲)</p> <p>(MBS配分プログラム)</p> <p>○ 平成28年4月に開始したMBS配分プログラムについては、制度への参加が見込まれる金融機関に対しIRを通じて継続的に情報提供を行い、制度周知を図ったことにより、新たに1機関が参加し、参加金融機関は地方銀行を中心に合計19機関となった。また、配分実績の平成30年度累計額は684億円となった。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑪ 新規にフラット35（保証型）を取り扱う民間金融機関（受付を再開するものを含む。）数を1機関以上増やす。（定量目標）</p> <p>⑫ 民間金融機関等の市場関係者との対話を重ねることにより、フラット35（保証型）に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。（指標：フラット35（保証型）の申請件数）</p> <p>⑬ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等への調査を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集・分析する。</p> <p>⑭ 米国政府抵当金庫をはじめとする米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつつ、国内外の住宅金融等に関する情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。</p>	<p>○ 金融機関24機関を訪問して保証型の商品性等を説明したことを受け、保証型に関心を持った1機関が参入し、年度計画に定める目標を達成した（フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット35（保証型）の取扱金融機関数の割合は1.5%）。</p> <p>○ 各取扱金融機関の保証型取扱件数増加のニーズを踏まえ、(株)広島銀行、アルヒ(株)及び財形住宅金融(株)が、新たに借換の商品の取扱いを開始した。また、アルヒ(株)においては、新たに「融資率7割以下」の商品の取扱いを開始した。</p> <p>○ 保証型取扱金融機関の安定的な資金調達に資することを目的に、アレンジャー等と新たな証券化スキームの実現可能性を含めた議論を開始した。（平成30年度保証型申請件数13,271件（対前年度比146.7%））</p> <p>○ 証券化支援業務の円滑な実施等に資するため、民間金融機関等への調査を実施し、フラット35利用者属性、民間金融機関の住宅ローン取組状況、住宅ローン市場におけるフラット35の実績・シェア、民間住宅ローン利用者の商品選択等について分析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35利用者調査 ・民間住宅ローン利用者の実態調査 ・業態別の住宅ローンの新規貸出、残高調査 ・民間住宅ローンの貸出動向調査 <p>○ 上記の各調査はホームページ等で公表し、その結果、テレビ、新聞、雑誌等様々なマスメディアで利用された。また、フラット35利用者調査については、消費税増税対策における住宅ローン減税拡充の検討のため、国交省の要請に応じデータを作成した上で提供した。</p> <p>○ 調査結果を活用し、季報住宅金融（夏号、秋号、冬号）、木材情報（6・9・12・3月号）、ALIA NEWS（新年号）への寄稿のほか、林野庁、業界団体やシンクタンク等との会議や研究会で報告・講演し、住宅市場、住宅ローン利用者及び金融機関の動向等について外部の理解・認識の向上を図ることで、証券化支援業務の円滑な実施に貢献した。</p> <p>○ 政策実施機能の最大化の観点から、日本の中古住宅市場について分析した「首都圏の木造住宅の建物相当部分の経年減価に係る実証分析」が日本不動産学会誌に審査付論文として掲載された。</p> <p>○ 流動化・証券化協議会会報誌「SFジャーナル」に、「日米の住宅ローン証券化市場の動向等と機構の国際的取り組みについて」を寄稿した。また、当該会報誌が企画した座談会「日本のカバードボンドー三井住友銀行による発行の意義と将来展望」に参加し、その内容が当該会報誌に掲載された。</p> <p>(米国ジニーメイ（政府抵当金庫）との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的な関係維持等を目的として、平成30年5月には事務担当と、平成30年9月には先方幹部と意見交換した。 <p>(JICAとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年8月、JICAが実施する国別研修カンボジア住宅政策で講演を行った。 ○ 平成30年10月、JICAが実施する課題別研修「住宅・住環境の改善と防災」において、ウズベキスタン共和国、イラク共和国、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ベトナム社会主義共和国及びネパール連邦民主共和国の7カ国の住宅政策官等を対象に、「日本の住宅金融市場と住宅金融支援機構」をテーマとした講演を行った。 <p>(インドネシアSMFとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシア共和国の政府系金融機関であるSMF（第二次抵当公社）と平成30年8月に協力覚書の変更契約を締結、平成30年9月には同国SMF、公共事業住宅省からの使節団を受け入れ、国土交通省とも連携しつつ、災害復興住宅融資等の研修を行った。 この研修の結果、SMFから、インドネシア共和国側において新たに災害向け低利融資制度の構築が行われたとの報告があった。 <p>(その他アジア諸国への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の住宅金融の事例について学びたいというアジア諸国からの要望に応え、次のとおり海外機関の訪問団を受け入れ、日本の住宅金融の現状や機構業務について説明した。 ア 韓国住宅都市保証公社（HUG）（平成30年12月） イ 中華人民共和国住房和城郷建設部政策研究センター（平成30年12月） <p>○ 平成30年7月にモンゴル国においてASMMA（アジア証券化機関連合）及びAFIS（アジア・フィックス・インカム・サミット）の国際会議で機構業務について講演した。さらに、平成30年12月にインドネシア共和国において、ASMMAワーキングコミッティーに参加し、機構グリーンボンド発行への取組状況を説明した。これらの結果、ASMMAについては複数の海外公的機関からの覚書打診に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年9月、国土交通省が実施する「ASEAN諸国等政府職員に向けた建設産業政策プログラム」に基づく研修において、ASEAN等政府職員向けに研修を行い、機構の国際金融市場におけるプレゼンス向上に寄与した。 <p>(上記以外の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年5月、米国において開催された第8回世界住宅金融会議において、Green Housing Finance Roundtableに参加し、機構の省エネルギー性・耐震性等住宅への取組状況等を紹介した。さらに、平成31年2月に、米国において、地球環境ファシリティ（GEF）にて開催されたセミナーで、機構職員がグリーンボンド等について講演し、参加者から高い関心が寄せられた。また、世界銀行とは、今後の協力関係についても意見交換し、令和元年5月の覚書締結に繋がった。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑮ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関と住宅金融に関する情報交換等の面で連携や協力を図りながら、住宅融資の審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、ミャンマー連邦共和国等のアジア諸国をはじめとする外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年4月にカナダにおいてECBC（欧州カバードボンド協議会）の国際会議で機構業務について講演した。これにより、翌年度のEEMI(Energy Efficient Mortgages Initiative) Advisory Councilへの参加に繋がった。 ○ 平成30年11月、海外社会資本事業を行うとする我が国事業者等と連携するため、(一社)海外エコシティブプロジェクト協議会(J-CODE)、(一社)国際建築住宅産業協会(JIBH)の2団体に加盟した。 ○ 平成30年11月、(一社)海外エコシティブプロジェクト協議会が主催の「ミャンマーワーキンググループ」へ参加し、ミャンマーの住宅市場の情報を得るとともに、参加者間で意見交換を行い、今後の新興国への支援に係る知見の蓄積に繋がった。 ○ 平成31年1月、インドネシア共和国で開催された「第6回日・インドネシア建設次官級会合」に参加し、建築・住宅についての分科会において、耐震対応を含む防災、災害復興等の取組について説明し、意見交換を行った。これにより、同国における住宅市場の課題把握の深掘りを促した。 ○ 平成31年2月、ミャンマー連邦共和国で開催された「第6回日緬建設次官級会合」に参加し、建築・住宅についての分科会において、参加者間で意見交換を行った。これにより、長期的な関係維持に貢献した。 ○ 平成31年2月、カンボジア王国で開催された「日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム第1回会合」に参加し、機構の取組を紹介した。 ○ 平成31年2月、インドネシア共和国の住宅金融市場について分析を行った「インドネシア共和国の住宅金融市場の現状と課題」を季報「住宅金融」に掲載し、海外インフラ展開法に基づき、我が国事業者に対して情報提供を行った。 ○ 平成31年3月、フィリピン共和国の政府系金融機関であるNHMFC（国立住宅抵当金融公社）と協力覚書の締結を行った。 ○ 平成31年3月、「APEC質の高いインフラ東京会議」に参加し、情報収集や参加者間での本邦企業の進出可能性に係る意見交換を通じて、本邦企業の関心度合いを把握した。
<p>2. 住宅融資保険等事業 民間金融機関が住宅の建設等に必要資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。</p> <p>① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。（指標：フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数）</p> <p>② リバースモーゲージの普及に貢献するため、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援することにより、新規にリバースモーゲージ型住宅ローンを取り扱う民間金融機関数を12機関以上とする。（定量目標）【難易度：高】</p> <p>③ リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に進捗させる。（指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数・買取再販事業者向け融資への付保申請件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の希望額に応じた保険契約を行うとともに、年度途中における新規契約締結申請（11機関）、増額申請（16機関）に対しても、迅速に対応した。 ○ 平成30年度におけるフラット35つなぎ融資の付保申請件数は16,757件（平成29年度：16,374件、対前年度比：102.3%）、フラット35パッケージ融資の付保申請件数は44,749件（平成29年度：40,909件、対前年度比：109.4%）となった。 ○ 全国でリバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース60】（平成30年5月から愛称として使用）が利用できるよう、地域の実情や課題を踏まえた上で、支店等から未参入金融機関に対し、【リ・バース60】の商品特性、取扱メリット、活用事例等を説明するなど、働きかけを行った。また、本店部署は、各支店等と連携し、金融機関に対して住宅融資保険契約に必要な手続を案内するとともに、商品設計に当たっての要検討事項及び商品の販売戦略の相談、保険契約申請書類の確認、申込事例集を活用した金融機関職員向けの勉強会の開催等、円滑な業務開始をサポートした。 その結果、新規に取扱いを開始した金融機関は14機関（達成率：116.7%）*となった。また、平成30年度末時点の累計取扱金融機関数は合計52機関であり、全都道府県で【リ・バース60】の取扱いが可能となっている。 ※(株)愛媛銀行、(株)荘内銀行、(株)北都銀行、高岡信用金庫、(株)関西みらい銀行、松本信用金庫、(株)名古屋銀行、米子信用金庫、(株)アプラス、かながわ信用金庫、(株)西日本シティ銀行、(株)京葉銀行、(株)山梨中央銀行、千葉信用金庫 ○ 平成30年度末における【リ・バース60】の取扱金融機関（52機関）の業態別内訳は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・都銀・信託銀行：5機関 ・地方銀行：31機関（うち平成30年度参入8機関） ・信用金庫等：12機関（同5機関） ・モーゲージバンク：4機関（同1機関） <p>（地方公共団体等と連携した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体や金融機関と連携し、【リ・バース60】の活用を通じて、地域の政策を支援する取組を行った。主な取組は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ア 大阪府堺市及びURが進める「大和川高規格堤防整備事業」の区画整理により住居移転を要する地権者（約7割が高齢者）から住宅再建時の資金相談が寄せられ、同市及びURに対して【リ・バース60】の説明会を実施した。その後、同市及びURからの紹介を受けて、地権者の資金相談に対応した。 また、同地区を営業エリアとする複数の金融機関と共同で【リ・バース60】の地権者向けのチラシを作成した。 イ 宇都宮市立地適正化計画で定める居住誘導区域等への定住促進を支援するため、足利銀行と連携。同区域等内で住宅の取得・改修を行う方を対象として同行の【リ・バース60】の取扱手数料が無料化され、コンパクトシティの推進に向けた体制整備に寄与した。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>④ 信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。</p> <p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直す。</p> <p>⑥ 保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の平均値を48%以上とする。(定量目標)</p> <p>⑦ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適宜適切に行う。</p> <p>3. 住宅資金融通等事業 民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業において、被災者の個別の事情や地域における事業の必要性等に配慮した丁寧な審査を行いつつ、被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する。 また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。</p>	<p>(【リ・バース60】の普及に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リバースモーゲージ型住宅ローンの認知度が低いという金融機関の要望に応え、【リ・バース60】という愛称を決定(再掲)するとともに、全国的に【リ・バース60】の認知度を高めるため、新聞、インターネット広告に加え、BS放送でCMを放映した。 また、お客さま向け事例集を作成し、【リ・バース60】の特徴及び活用事例を新聞社主催のイベント、ファイナンシャルプランナー向けセミナー等で周知した。 ○ 取扱金融機関における利用実績の増加を図るため、取扱金融機関と連携したチラシの作成や住宅事業者向けの勉強会を開催した。 <p>(【リ・バース60】の制度改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱金融機関のニーズを踏まえ、主に次のとおり制度改正等を行った。 ア 担保評価額に加算できる融資対象住宅以外の物件数(借入申込人が所有する物件に限る。)について、1物件から3物件に拡充(平成31年1月から実施) イ 一部繰上償還が行われた場合は、一部繰上償還後の残高に基づき再度保険料計算を行い、保険料を返還(平成31年1月から実施) ○ これらの取組を行った結果、【リ・バース60】の付保申請件数は511件(平成29年度:174件、対前年度比:293.7%)となり、大幅に増加した。 ○ 民間のリバースモーゲージは、利用エリアを都市部に限定している商品もあるが、【リ・バース60】は全国で利用可能であることから、平成30年度における【リ・バース60】の付保申請件数(511件)のうち、大都市圏(東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪)以外の実績は268件(付保申請件数全体の52.4%)となった。 <p>(買取再販事業者向け融資の普及に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度においては1機関(SBIエステートファイナンス(株))が取扱いを開始し、取扱金融機関数は合計5機関となった。参入希望のあった金融機関との間で、必要書類や審査上の目線合わせの打合せを複数回実施するなど、きめ細やかなフォローを実施し、取扱開始までの金融機関における円滑な事務処理体制の構築を支援した。 ○ 取扱金融機関の要望を踏まえた事務処理を構築することで、買取再販事業者向け融資への付保申請件数は340件(平成29年度:260件、対前年度比:130.8%)となり、既存住宅の流通促進及びリフォーム市場の活性化に貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家賃債務保証事業者向けにDMを発送し反応があった事業者(家賃債務保証事業者計4社、居住支援法人(NPO法人等)計1法人)を訪問の上、商品性及び契約手続について説明した。その結果、新たに計5社((株)クラスケア、(株)レキオス、ALEMO(株)、(株)近畿保証サービス及び(株)アドヴェント)と家賃債務保証保険契約を締結した(平成30年度末における家賃債務保証保険契約締結事業者数(累計):7社)。また、平成31年度の契約締結に向けて複数の家賃債務保証事業者と継続して調整している。 ○ 保険金の支払審査を迅速かつ確に行うため、次の取組を行った。 ア 保険金支払審査項目を事前にチェックするシートを活用した迅速な審査の実施 イ 保険金支払請求後の進捗管理データベースの活用により、進捗管理を徹底 ウ 円滑な支払審査を行うため、保険金支払請求前の金融機関からの照会に対して、必要書類・手続を案内 ○ 保険金支払決定時の回収方針又は定期的に報告を受けている回収状況調査票に基づく回収取組について、随時金融機関に確認し、進捗管理を徹底した結果、平成30年度における回収率は56.9%となった(達成率:118.5%)。 ○ 主務省等との協議を重ねながら、次のとおり住宅政策上の必要性やニーズを踏まえた商品性の改善に向けた取組を実施。 ア 災害発生時における被災者の早期の住宅再建等を支援するため、特定短期ローン保険及び特定個人ローン保険の付保対象に一般災害に係る災害復興住宅融資を追加(令和元年度下半期から実施予定) イ 高齢者への支援策として、住宅融資保険における【リ・バース60】において、次の制度拡充事項の実施を決定 ・特定短期ローン保険の付保対象に【リ・バース60】を追加(令和元年度下半期から実施予定) ・資金使途がリフォームの場合に親族居住(使用貸借)を追加(平成31年4月から実施) ○ 政策上の必要性や金融機関、事業者のニーズを踏まえた商品性の改善に向け、国土交通省が実施している「住宅ストック維持・向上促進事業」の協議会の勉強会に参加する等、ニーズや要望の把握に努めている。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>① 災害復興住宅融資等について、地方公共団体等と連携して周知活動を図るとともに、被災地において出張相談を実施し、お客さまコールセンターにおける電話相談を実施する。併せて、被災者のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善に努める。</p> <p>② 東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>	<p>次の取組を実施するとともに、地方公共団体と連携し周知活動に努めた。(大阪府北部地震等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府からの要請を受けて、大阪版被災住宅無利子融資制度に対応した災害復興住宅融資(補修・大阪府利子補給型)を創設し、平成30年7月17日から申込受付を開始した。 【災害復興住宅融資(補修・大阪府利子補給型)の申込件数(平成30年度実績):987件】 (平成30年7月豪雨への対応) <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県倉敷市(平成30年7月豪雨)からの要請を受けて、倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業に対応した災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)を創設した(平成31年4月から申込受付開始)。 (熊本地震で被災したマンションの建替への対応) <ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり融資の対象地域とするために必要な協議を熊本市と実施するとともに、建替検討の初期段階からまちづくり融資(高齢者向け返済特例)の説明会やカウンセリングを繰り返し実施(マンション建替後の再取得予定者約8割と面談を実施)し建替の合意形成を支援した。 【当該マンションにおけるまちづくり融資(高齢者返済特例)受理件数(平成30年度実績):31件】 (地方創生事例の表彰) <ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本地震により被災された方々の住宅再建のため、地域住宅生産者グループによる低価格の住宅の提供、地方公共団体の助成及び機構の災害復興住宅融資を一体のものとして周知した。当該取組は、被災者の住宅再建と地域経済活性化を推進する取組として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が公表する平成30年度の『地方創生に資する金融機関等の【特徴的な取組事例】33選』に選定され、内閣府特命担当大臣(地方創生担当)の表彰を受けた。 【熊本地震に係る災害復興住宅融資の受理件数】 平成28年度～平成30年度:3,360件(平成30年度:819件) 【うち災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の受理件数(平成29年1月制度開始)】 平成28年度～平成30年度:134件(平成30年度:103件) (制度改正等) <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のニーズ等を踏まえ、次のとおり制度改正等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害復興住宅融資(個人向け) <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資(個人向け)において、岩手県岩泉町(平成28年台風10号)及び福岡県朝倉市(九州北部豪雨)からの要請を受けて、各市町の実施する災害復旧事業により住宅再建に時間を要する者を対象として、災害復興住宅融資の受付期限を延長した(岩泉町:平成30年8月30日→令和2年3月末、朝倉市:平成31年7月5日→令和3年6月末)。 ・出資金の運用益を活用し、災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の融資金利を引き下げた(平成30年4月受理分から適用)。 ・地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資については、借入額が300万円以下の場合は無担保とした(平成30年10月実施)。 ・お客さまへの分かりやすさの観点から、災害復興住宅融資の金利改定時期を毎月1日とした(平成30年11月から運用開始)。 ・返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等の制度簡素化を行った(令和元年10月から実施予定)。 イ 災害復興住宅融資(賃貸住宅融資) <ul style="list-style-type: none"> ・金利の改定時期について、わかりやすさの観点から毎月1日に統一した(平成30年11月から運用開始)。 ・融資額が300万円以下の場合に無担保融資の対象とした(平成31年4月から実施)。 ・補修の場合について、借入申込時の添付書類を簡素化した(平成31年4月から実施)。 ・返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等の制度簡素化を行った(令和元年10月から実施予定)。 (お客さまコールセンターにおける電話相談対応) <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さまコールセンターにおいては、災害専用ダイヤルを設置し、被災者の状況に応じて丁寧な相談対応を行った。 【国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際のお客さまコールセンターにおける電話相談件数】12,963件 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災:2,091件 ・平成28年熊本地震:3,044件 ・平成29年7月九州北部豪雨:119件 ・大阪府北部地震:4,518件 ・平成30年7月豪雨:2,703件 ・北海道胆振東部地震:488件 ○ 倉敷市の要望を踏まえて平成30年7月豪雨の被災者を対象に平成31年4月に創設した「災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)」については、高齢者が多いことを踏まえ丁寧に電話対応をし、お客さまへの制度周知を行った。また、カウンセリングを希望されるお客さまに対しては現地(中国)支店へのリレーションを行い、円滑な融資申込みにつなげた。 (大阪府北部地震等への対応) <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府北部地震は被災住宅に一部損壊が多く、短期間に申込が集中することが見込まれたため、近畿支店内に「災害融資受付センター」を平成30年7月17日に設置した。その後、りそな銀行の大阪府内の各支店等85店舗を窓口を追加して受付体制の拡充を図るとともに、平成30年7月豪雨についても融資対象に追加した。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>③ 返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会)等の概要を説明するとともに、これらの手続に従い、適切な措置を講ずる。</p> <p>④ 災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、国、地方公共団体との連携等による周知を行う。</p> <p>⑤ 子どもを育成する家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の供給を促進するため、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資を行う。</p> <p>⑥ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資については、国、介護運営事業者、地域金融機関等と連携した周知活動を行うことにより、融資の認知度・理解度の向上を図るとともに、融資の事前相談段階からきめ細やかな対応を行うことにより、融資承認件数を20件程度とする。(定量目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ りそな銀行の窓口に対して勉強会(41回)を実施し、同行の体制整備を支援した(りそな銀行での受付:332件(平成30年度))。また、その他の地域金融機関についても、当該融資の資金実行の事務等を適切に行うため、勉強会(10回)を実施した。 ○ 「大阪府北部地震」については、大阪市、茨木市、高槻市、豊中市、寝屋川市、枚方市及び摂津市からの要請に基づき、近畿支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣した(派遣回数41回)。 <p>(その他災害への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災」、「熊本地震」及び「九州北部豪雨」に対しては、現地支店(東北支店、九州支店)が地方公共団体と連携し、住宅再建相談会を継続して行った(東日本大震災:派遣回数82回、熊本地震:派遣回数288回、九州北部豪雨:派遣回数20回)。 ○ 「平成30年7月豪雨」については、倉敷市及び愛媛県大洲市からの要請に基づき、中国支店及び四国支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣(派遣回数28回、相談件数231件)した。 ○ 「北海道胆振東部地震」に対しては、北海道及び札幌市からの要請に基づき、北海道支店の職員を相談要員として、市役所等に派遣した(派遣回数21回)。 <p>(その他の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事審査が円滑に実施されるようそれぞれの現地支店と連携し、地方公共団体等向けの工事審査研修を実施した(平成30年7月:大阪府95名、9月:愛媛県19名、9月:高知県8名)。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。お客さまの状況に応じて、災害特例等や、自然災害ガイドライン等の概要を説明。 ○ 東日本大震災に係る災害特例の承認件数は累計6,199件、私的整理ガイドライン適用の申出があった債権数は380件で、うち弁済計画が成立した債権数は361件(いずれも累計)となった。 ○ 熊本地震等に係る災害特例の承認件数は累計459件、自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は107件で、うち調停条項が確定した債権数は66件(いずれも累計)となった。 ○ 平成30年度に発生した、平成30年7月豪雨等に係る災害特例承認件数は29件、自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は10件で、うち調停条項が確定した債権数は1件(いずれも累計)となった。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額が300万円以下の場合は無担保とした(個人向けは平成30年10月から実施、事業者向け融資は平成31年4月から実施)。(再掲) ○ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額の単位、据置期間等を災害復興住宅融資並びとする制度簡素化を行った(令和元年10月から実施予定)。 <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地に甚大な被害が生じた熊本地震においては、引き続き、チラシを活用して宅地被害を受けた方に対する融資制度(災害復興住宅融資及び宅地防災工事資金融資)を周知した。 ○ (一社)賃貸住宅建設協会主催の住宅事業者向け勉強会や公益社団法人東京共同住宅協会主催の賃貸オーナー向けセミナーにおいて、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資制度を周知した。 ○ 適正な賃貸経営をサポートするため、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国土交通省・消費者庁・金融庁が作成したサブリース契約に係るトラブル防止についての注意喚起チラシを、賃貸住宅融資の借入申込書類一式に組み入れて配布した。(平成30年4月) イ 賃貸経営リスク等に係る注意喚起のための資料を作成し、平成31年4月から賃貸住宅融資の借入申込書類一式に組み入れて配布。 ○ これらの取組の結果、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の融資予約件数は1,493件、融資予約戸数は16,456戸、融資予約金額は1,718億円(前年度比127.6%)となった。 <p>(周知活動及び実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護運営事業者等への認知度を高めるため、業界紙における広告の掲載を行うほか、セミナーや説明会等でサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資制度を周知した。 <p>【周知実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅新聞広告掲載 5回 ・金融専門誌への記事掲載 3回 ・住まい×介護×医療展 1回 ・地域金融機関等とタイアップした記事型広告実施 1回 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国のサービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数が鈍化する中に関わらず、平成30年度におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の承認件数は、年度計画の20件程度に対して29件(達成率145%)となった。 <p>【参考】全国のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の登録戸数:平成30年度14,107戸、平成29年度13,992戸、平成28年度16,899戸</p> <p>(協調融資)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との協調融資については、機構からの働きかけや協調融資に係る記事の金融専門誌への掲載等の効果により、地方銀行5行を含む8金融機関と新規に協定を締結した。 <p>【協調融資にかかる協定締結先(平成31年3月末)】 64機関(都市銀行:1機関、地銀:28機関、信金・信組:35機関)</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑦ 地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた住生活に関わる主体との連携及び協力を強化するとともに、地域の住まい・まちづくりへの支援に関する機構の取組が国民に対してわかりやすく伝わり、正しく理解されるよう一層の周知活動に努める。</p> <p>⑧ 老朽化マンションの建替えの促進等の施策を実現するため、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、融資を的確に行えるよう地方公共団体に加え、民間事業者、NPO、マンション管理組合等の幅広い主体に対してまちづくり融資に関する周知活動を行うとともに、資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。</p> <p>⑨ 地震に対する安全性の向上を図るため、必要に応じて地方公共団体等と連携しながら、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のニーズに応じて、地域金融機関と機構が連携し、サービス付き高齢者向け賃貸住宅への融資を協調して実施した。 【協調融資 承認件数（平成30年度実績）】 7件（平成29年度：6件） <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅リフォーム融資（サービス付き高齢者向け住宅（施設共用型））について、融資額が300万円以下の場合に無担保融資の対象とする制度改正を実施した（平成30年11月）。 <p>(周知ツールの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との連携を深堀するための「地域政策サポートガイド」を作成した（平成30年9月）。同ガイドを活用し、地方公共団体の政策に協力できる機構の融資制度等を地方公共団体、全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会に周知した。 ○ 空き家対策に関して、地方公共団体と連携するためのツールとして「空き家活用のススメ」を作成し、周知に活用した（平成31年3月）。 <p>(制度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を初動期段階から支援するためにまちづくり融資（短期事業資金）を実施し、一部案件では民間金融機関と協調する融資を実施した。 【まちづくり融資（短期事業資金）の平成30年度受理件数：13件（うち、8件は事業の初動資金としての借入れで権利変換後は民間金融機関へのリレー案件。2件は民間金融機関との協調融資）】 ○ 高齢者の建替え後の住宅取得を支援するために、まちづくり融資（高齢者向け返済特例）を実施した。 【まちづくり融資（高齢者向け返済特例）の平成30年度受理件数：5団地、56件】 <p>(周知、相談活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、コンサルタント、デベロッパー、管理組合等に対する説明、相談対応を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり融資（短期事業資金及び高齢者向け返済特例）の新規相談（46件） ・マンション管理組合向けに高齢者向け返済特例の説明会（19団地） ○ 次のとおり各主体と連携し、まちづくり関連やマンション再生支援関係の制度周知を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等との連携会議等（21回） ・業界団体が主催する事業者や管理組合等に対する説明会、セミナー等（26回） ・個別マンション管理会社の社員向け勉強会（10回） <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅リフォーム融資（長期耐用耐震改修）について、平成30年7月から制度を開始した。 ○ 地方公共団体が財政支援し、地方公共団体独自の耐震診断法に基づく耐震改修工事を融資対象とするため、住宅技術基準の耐震改修工事に関する基準を改正した（平成30年10月）。 【融資対象とした地方公共団体による耐震改修補助事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市：京町家等耐震改修助成事業 ・高山市：伝統構法木造建築物耐震化事業 ○ 耐震改修工事に対するリフォーム融資については、借入額が300万円以下の場合は無担保とした（平成30年10月）。 <p>(普及活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等と連携して、リフォーム融資（耐震改修）を活用することで、住宅の耐震化率向上に向けて取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ア 京都市と連携してリフォーム融資（耐震改修）や市の助成制度が京町家で利用できる旨のチラシを作成し、住宅事業者に配布した。また、新聞広告により周知した。 イ 石川県に働きかけを行い、県内全19市町と業界団体が参加する「いしかわ住宅耐震ネットワーク」を発足させた（平成30年7月）。耐震改修に係る補助事業と併せて耐震改修工事に対するリフォーム融資を周知するため、北國新聞（平成30年10月）及び北陸中日新聞（平成31年1月）への記事型広告の掲載、住宅事業者向けセミナーを開催した。この結果、県のホームページの閲覧数が約10倍となり、補助制度の窓口である市町村への相談は約5倍になるなどの効果が見られた。 ウ 熊本県主催の熊本県市町村等連絡会議において、耐震改修工事に対するリフォーム融資（高齢者向け返済特例）を説明するとともに、お客さま及び事業者向けセミナーにおいて、県による耐震改修工事に係る助成事業の説明に併せて、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した。 エ 東京都防災・建築まちづくりセンター主催の東京都木造住宅耐震診断技術者講習会において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した（平成30年8月）。 オ 静岡県の耐震診断補強相談士講習会（計3回）において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した（平成30年11月）。 カ 機構主催のファイナンシャルプランナー向けの住宅ローンセミナーにおいて、耐震改修工事に対するリフォーム融資及び災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）を説明した（平成30年11月、平成31年1月）。 <p>(制度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震マンションの耐震化工事を支援するためにマンション共用部分リフォーム融資を行った。 【マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修）の平成30年度受理実績：9件、927戸、7.6億円】

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑩ マンションの経年劣化への対応、耐震性等の向上を目的としたマンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕、耐震改修等に必要な資金を供給するため、必要に応じて地方公共団体等と連携しながら、マンション共用部分リフォーム融資を行う。</p> <p>⑪ 高齢者がバリアフリー工事や耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。</p> <p>⑫ 住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を的確に行う。</p> <p>⑬ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適宜適切に行う。</p>	<p>(マンション金融勉強会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション問題に対応する金融インフラ整備を目的として、民間金融機関、マンション管理業界団体、学識経験者、国、地方自治体等から構成される「マンション価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」を設立した。勉強会では、マンション共用部分リフォーム融資への民間金融機関の取組状況を確認するとともに、全5回の議論を踏まえ、マンションストックの課題に対する金融等による7つの取組の方向性を整理し、平成31年2月に最終報告を公表した。 ○ マンションの計画的な修繕及びそのための資金調達（積立金・借入）を促す「マンション版ライフサイクルシミュレーションツール」(勉強会の打ち手の一つ)の作成(令和2年完成予定)に向け、共用部分リフォーム融資を利用したマンションの工事費・見積書データを収集した(約1,600件)。また、当該データの整理・分析に着手した。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション共用部分リフォーム融資(区分所有者申込み)について、300万円以下の無担保融資を開始した(平成30年12月から実施)。 <p>(制度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの大規模修繕等を支援するためにマンション共用部分リフォーム融資を行った。 【マンション共用部分リフォーム融資の平成30年度受理実績：426件、23,658戸、119億円】(平成29年度(23,448戸)比101%(戸数ベース)) <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり各主体と連携し、まちづくり関連やマンション再生支援関係の制度周知を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等との連携会議等(21回) ・業界団体が主催する事業者や管理組合等に対する説明会、セミナー等(26回) ・個別マンション管理会社の社員向け勉強会(10回) ・イベント(建築再生展)へのブース出店及びセミナー開催(5回) <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、耐震改修工事等に対するリフォーム融資(高齢者向け返済特例)を説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 熊本県主催の熊本県市町村等連絡会議において、耐震改修工事に対するリフォーム融資(高齢者向け返済特例)を説明するとともにお客さま及び事業者向けセミナーにおいて、県による耐震改修工事に係る助成事業の説明を併せて、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した。(再掲) イ 東京都防災・建築まちづくりセンター主催の東京都木造住宅耐震診断技術者講習会において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した(平成30年8月)。(再掲) ウ 静岡県の耐震診断補強相談士講習会(計3回)において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した(平成30年11月)。(再掲) エ 機構主催のファイナンシャルプランナー向けの住宅ローンセミナーにおいて、耐震改修工事に対するリフォーム融資及び災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)を説明した(平成30年11月、平成31年1月)。(再掲) <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)を融資額300万円以下の場合に無担保融資の対象とした(平成30年11月から実施)。 <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅確保要配慮者向け住宅確保に係る機構の取組(家賃債務保証保険・賃貸住宅リフォーム)をまとめた公共団体向け説明資料を作成し(平成30年6月)、地方公共団体等への周知を図った。 ○ 国土交通省、地方公共団体等と連携し、勉強会、セミナー等で賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の周知を実施した。 【主な周知例】 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人賃貸住宅建設協会主催の住宅事業者向け勉強会 ・東京都主催の23区以外の市町村向け住宅セーフティネット法に関する説明会 ・東京都と連携した公益社団法人東京共同住宅協会主催の賃貸オーナー向けセミナー ・東京都主催の区市向け居住支援協議会設立のための説明会 ・不動産ソリューションフェア(主催：ビル経営研究所)のパネルディスカッション ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会主催の事業者向けセミナー(福岡、大分、宮城、三重) <p>(よこはま団地再生コンソーシアム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「よこはま団地再生コンソーシアム」において、各所属団体と高経年団地が抱える諸課題の整理と対応策等について検討を進め、具体事例に係る関係者等へのヒアリング等を経て、平成30年12月に団地再生の推進策第二弾「マンションの空き戸対策と建替合意形成支援」として、機構の融資制度を活用した支援策について横浜市より記者発表が行われた。併せて、マンション再生に向けた支援体制強化のため横浜市、横浜市住宅供給公社、神奈川県マンション管理士会及び住宅金融支援機構の4者からなる横浜市内高経年分譲マンションの再生活動を行うことを目的とする協定書を平成30年12月に締結した。平成31年2月には「多世代循環による団地再生」についての第2回シンポジウムを開催した。 <p>(地方公共団体との協定等に基づく取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化促進に関する協定を締結した茅ヶ崎市内の管理組合からの要請に基づき、茅ヶ崎市長とともに訪問して市の耐震診断補助金及び機構のマンション再生支援策について説明を行った。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑭ 証券化支援事業及び住宅金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。</p> <p>⑮ 信用リスクの管理等を踏まえつつ、団体信用生命保険の初年度加入率の向上や2年目以降の脱退率の低下につながる取組を着実に進行。(指標：団体信用生命保険の初年度加入率)</p> <p>⑯ 既往債権業務における個人向け債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。返済が困難になった借入者に対しては、平成25年3月31日をもって適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)(以下「金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更を的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。</p>	<p>また、別の具体的な耐震化を検討している管理組合の要請に基づき、JASO(耐震総合安全機構)とも連携して市、機構の3者協同により事業手法及び資金計画等について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震に備えた取組として熊本地震等における機構の災害対応へのノウハウを活用し、東海地域において「大規模災害発生時住宅ローン対応研修」を開催した。同研修では、熊本地震時の地域金融機関の取組や再建に向けた自治体と金融機関との連携について機構職員等から発表した。 <p>(地方公共団体のニーズを踏まえた対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の喫緊の課題である「空き家」対策について、ニーズを踏まえた金融的支援をするため、フラット35地域活性化型に空き家対策を追加した。 <p>(制度改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、住宅政策上の必要性や地方公共団体等のニーズを踏まえた制度・運用の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害復興住宅融資について、返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等における制度の簡素化(令和元年10月から実施予定)(再掲) イ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額の単位、据置期間等を災害復興住宅融資並びとする制度の簡素化(令和元年10月から実施予定) ウ 既存賃貸住宅の市場価値を高める新築並みリフォーム工事の推進を目的とし、賃貸住宅リフォーム融資(長期耐用耐震改修)を、平成30年7月から実施 エ マンション共用部分リフォーム融資における融資限度割合等の融資条件を見直すことを決定(令和元年10月から実施予定) オ マンション共用部分リフォーム融資について、工事着工前の写真等の一部提出書類の削減(平成30年7月実施)、借入申込書や受理チェックシート等の関係書式の見直し(平成31年2月実施)、工事完了届の簡素化と提出する写真の一部削減(平成31年4月実施) カ まちづくり融資(高齢者返済特例(保証ありコース))について、お客さまのニーズを踏まえ融資限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げることを決定(平成31年4月実施) ○ 特約料方式の団信について、途中脱退の防止や加入負担を軽減して利用者にとって利便性が高く利用しやすい制度とするため、次のとおり制度改正や手続改善の実施を決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 直接融資に係る団信特約料の金利組込方式の導入(令和2年度中に実施予定) イ 団信特約料の月払いの追加(令和2年度中に実施予定) ウ 後継者(80歳到達者の連帯債務者)の加入に係る手続見直し(令和元年10月から実施予定) ○ 併せて、既に参加された方に対する団信加入継続の取組や団信弁済について、次のとおりの確に実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特約料の支払いが遅延している加入者や団信の脱退を希望する加入者に対して、団信加入の必要性を案内する等により、加入継続を勧奨 イ 団信弁済を的確に実施(平成30年度末実績：団信弁済決定7,369件(55,989百万円)) ○ 支店、コールセンター及び生命保険会社の意見を踏まえ新団信制度及び夫婦連生(デュエット)の周知チラシを新たに作成。生命保険会社の協力の下、住宅事業者や金融機関を訪問(延べ約4,000先)し、保障内容等を周知した。その結果、新団信制度の初年度加入率は、88.3%(平成29年度87.9%)に改善した。また、旧団信制度も含む団信全体の初年度加入率も84.3%となり、昨年度の66.9%を大幅に上回った。 ○ 返済相談等を通じてお客さまの実情を把握した上で返済計画の策定等を行い、返済継続に繋げることで新規の延滞発生を抑制した。 ○ 延滞中のお客さまについては、丁寧なカウンセリングを通じて、延滞の原因や生活状況を詳細に把握した上で、必要に応じて家計の見直しの提案や返済方法の変更の適用により、返済の正常化を支援した。 ○ 金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済相談体制を整備し、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を適切に行った。 ○ 高齢のお客さまの住宅維持、生活維持の支援を目的としたリバースモーゲージ型の返済方法変更(シルバー返済特例)については、機構職員自らがきめ細かなカウンセリングを行うことにより、的確かつ柔軟に対応した。(平成30年度承認件数：78件)(平成29年4月からの累計承認件数：114件) ○ 丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更を適用してきた結果、返済方法変更後の正常化率は高水準で推移している。(参考) <ul style="list-style-type: none"> 個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と変更後4年経過時点での正常化率は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度：5,596件 → 平成30年度末時点で76.88%が正常化 ・平成25年度：7,211件 → 平成29年度末時点で78.35%が正常化 ○ カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売と比較して債務圧縮効果の高い任意売却を提案し、お客さまの生活再建を支援した。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>⑰ 既往債権業務における事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに進捗管理を行う。返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。</p> <p>⑱ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。</p>	<p>○ 事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、お客さまの財務内容の把握に努めるとともに、満3ヶ月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、返済継続が困難なお客さまに対する対応等を行った。その他にも、返済方法変更の適用が終了する債権等に対し状況把握を行うなど、返済継続を支援した。</p> <p>○ 長期延滞債権等の返済継続が困難であるお客さまについては、競売よりも早期解決及び債務圧縮効果が高く、お客さまの事業の再建が期待できる任意売却を提案し、お客さまの立ち直りを支援した。</p> <p>○ 子育て世帯、中小企業の勤労者に対する金利引下措置の延長を受け、申込案内、ホームページ等で周知した。</p>
<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するに当たり、「独立行政法人会計基準」(平成27年1月27日改訂)を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成28年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減するよう、業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p> <p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。</p> <p>③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。</p>	<p>○ 平成30年度事務費(一般管理費)については、第三期中に必要となる経費の執行見通しを考慮しつつ、支出実行時の当該調達必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、経費の執行に努めた。その結果、平成30年度の一般管理費は平成28年度に比べ11.5%の削減となった。</p> <p>○ 支出実行時において、当該調達必要性、実施内容及び数量等の精査を徹底した。その結果、平成30年度の証券化支援業務に係る経費率は、0.12%となった。</p> <p>○ 支出実行時において、当該調達必要性、実施内容及び数量等の精査を徹底した。その結果、平成30年度の直接融資業務に係る経費率は、0.40%となった。</p>
<p>2. 適切な経営資源の配分 ① 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、より効果的な組織体制の整備を行う。</p> <p>② 委託機関等における業務の実施状況に関するモニタリングや委託機関等からの要請・ニーズを踏まえ、事務・手続の効率化を推進するとともに、委託機関等の実態を鑑み、効率的な業務運営に資するよう継続的に業務実施体制の見直しを行う。</p>	<p>○ 大阪府北部地震への対応に関し、地方公共団体との連携強化及び被災者支援を機動的に対応する観点から、近畿支店内に「災害融資受付センター」を開設し、相談・受付体制を整備した。</p> <p>○ 不適正事業に対する未然防止等の取組強化やモニタリング等を通じた委託先管理を行う専属部署として、平成31年度から「業務管理部」を新設することを決定した。</p> <p>○ (一社)全国銀行協会及び(一社)全国地方銀行協会からの要望等を踏まえ、次の対応等を実施した。 ア (独)福祉医療機構自然人保証全線債権のサービサー委託の導入(令和2年度実施予定) イ 基本管理回収手数料の改定(平成31年度実施) ウ 団体信用生命保険制度における月払制の導入(令和2年度実施予定) エ 保険代位債権の管理・回収業務のサービサー委託の導入(令和元年10月実施予定)</p> <p>○ 証券化支援事業未参加かつ直接融資の契約形式が一部委託契約の122機関のうち、金融機関の希望等を確認し、40機関と管理特化型の契約を締結した。</p>
<p>3. 調達方法の見直し ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。</p> <p>② 調達等合理化計画は、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け策定・公表するとともに、年度終了後、実施状況の自己評価についても同様に契約監視委員会の点検を受け評価・公表する。</p> <p>③ これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約については、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行い、一者応札・応募となった調達案件については、入札に参加しなかった事業者からのヒアリング結果等を踏まえ各改善方を策定し、それぞれ妥当性について契約監視委員会で事後に点検する。</p>	<p>○ 平成30年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約した。 その結果、平成30年度における競争性のない随意契約件数及び金額は、いずれも平成30年度調達等合理化計画で定めた評価指標[※]を下回った。 ※評価指標(総務省において公表されている直近(平成26年度)の全独立行政法人の平均) ・契約件数全体に占める競争性のない随意契約件数割合: 20% ・契約金額全体に占める競争性のない随意契約金額割合: 17.5% 【平成30年度実績】 件数: 48件(5.3%: 対前年度比▲25.0%) 金額: 26.2億円(6.2%: 対前年度比+153.2%)</p> <p>○ 平成29年度調達等合理化計画の自己評価結果及び平成30年度調達等合理化計画について、契約監視委員会の点検を受け策定・公表した。</p> <p>○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことのない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、契約締結前に機構内部に設置された契約審査委員会で契約の妥当性の審査を行った。 また、事後的に契約監視委員会の点検を受け、全件において妥当である旨の評価を得た。 (参考)平成30年度に点検を受けた新規の競争性のない随意契約 件数: 1件、金額: 30百万円</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>④ 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札・応募案件については、資格等級の柔軟な対応、公告期間の延長及び事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。 また、一者応札・応募案件に係る改善方策については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。 (参考) 平成30年度に点検を受けた一者応札・応募案件 件数：44件、金額：38.2億円 ○ 次のとおり適正かつ合理的な調達のための取組を行った。 ア 予定価格が10万SDR以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については10万SDR未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施（24回、55件；平成29年度実績20回、41件）した。 イ 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。 ウ 官公需法等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。 エ 随意契約に関する内部統制の取組として、新規の競争性のない随意契約は、契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた。（再掲） オ 不祥事発生未然防止の取組として、契約担当部署があらかじめ全ての調達案件を点検するとともに、事務処理マニュアル、Q&Aを更新し調達担当部署の職員を対象とした研修等を実施した。
<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や従業員の勤務成績を給与等に反映することにより、従業員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人通則法及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の趣旨を踏まえ、従業員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。 ○ 平成29年度の従業員の給与水準及びその合理性・妥当性について、平成30年6月29日に機構ホームページで公表した。
<p>5. 電子化の推進</p> <p>(1) 業務の電子化 社内LAN、グループウェア、基幹業務システム等を活用することにより、機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに適切な意思決定に関する効率化を可能とする取組を着実に実施する。</p> <p>(2) IT基盤の整備</p> <p>① 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、平成29年度に策定した「情報体系整備計画」に基づき、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行う。</p> <p>② IT基盤の整備に当たっては、調達方法の改善等を図ることにより、投資コストの抑制に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の課題を踏まえ、機構内の効率的な情報共有等に資する取組を次のとおり実施し、執務環境及び業務の改善、業務の効率化等に寄与した。 ア インターネットに係る閲覧制限ポリシーについて、セキュリティを維持しつつ、見直しを行ったことで、地域連携の取組に係るインターネット上の情報収集等を迅速かつ効率的に行うことを可能とした。 イ 機構内情報共有システム上のグループウェアにタスク期限管理機能を導入し、業務や期限の見える化を図ったことにより、業務の効率化につなげた。 ウ メール送信時に、送信権限者への確認メールが自動送信される機能を導入し、セキュリティの強化と業務の効率化を実現した。 ○ ワークライフバランスの充実、生産性の向上及びBCPの強化が見込まれるテレワークの導入に向けて、職員の自宅から機構内情報共有システム上のグループウェアにアクセスするためのシステム整備及び労務面・セキュリティ面等も踏まえた暫定ルールを策定し、平成30年11月から平成31年1月にかけて複数の従業員が在宅勤務トライアルを実施し、執務環境の整備を図った。 ○ 平成29年6月に策定した、IT整備及びITガバナンスに関する中長期的な情報戦略である情報体系整備計画に従い、予定どおり進捗している。また、同計画の施策の一つである機構内情報共有システムの更改については、インターネット環境と業務環境を分離する方式を決定した。 ○ IT化構想の登録を行った開発案件のうち、予定金額が10万SDR以上の全調達案件8件（機構内情報共有システム更改等）に対し、それぞれ2名以上の事業者に対し、システム更改等に関する情報提供を依頼し、適切な予定価格が設定できるように努めた。 ○ 機構の情報システムの構築等に当たって必要となる要件の定義を、全部署で過不足なく効率的に実施するため、調達時に必要となる要件等を整理の上、規定化した。
<p>6. カイゼン活動の実施</p> <p>① 職員一人ひとりがカイゼン活動は自ら工夫し効率化することにより、付加価値の高い仕事につながるものであることを意識して行動し、全員参加で継続的に取り組むよう努める。</p> <p>② カイゼン活動を行う際には定量的な効果を把握するよう努めるとともに、取組テーマを定め、重点的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務に係る不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を奨励し、次の取組を実施した。 ア 一人1カイゼンを重点取組事項として掲げ、各部署に設置したカイゼン活動リーダーとともに活動の推進に取り組んだ。 イ 平成30年11月にカイゼン発表全国大会を開催し、カイゼンに対する意識向上に努めた。 ○ カイゼン内容の深化に向け、もう一つの重点取組項目として、効果の高いカイゼン、部署間で連携したカイゼンの促進を掲げ、全社への周知、事例紹介や部署間調整を実施した。 その結果、効果を数値化したカイゼン件数が1,606件（対前年度比474%）、部署間等で連携したカイゼンは127件（対前年度比847%）と大幅に増加した。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>③ 身近で小さなカイゼンを積み重ねるとともに、機構内で事例を共有し、カイゼン事例の横展開を図る。</p>	<p>○ 身近なカイゼン事例を含め、全てのカイゼン事例を、次の取組により全社的に横展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイゼンデータベースの作成 ・カイゼン通信の発行 ・注目のカイゼン事例（マネをしてもらいたいカイゼン事例等）の紹介
<p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画</p>	
<p>健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、他機関との役割分担等を踏まえ、業務の優先順位を明確にして、必要な経営資源を機動的に投入する。</p> <p>平成29年度決算において証券化支援勘定及び既往債権管理勘定に利益が生じる場合には、平成30年度に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p>	<p>○ 証券化支援事業等の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じた丁寧な返済相談対応等、債権管理業務を適切に行った結果、証券化支援勘定において821億円の当期総利益を計上するなど、全ての勘定において単年度黒字となった（法人全体では、2,044億円の当期総利益を計上）。</p> <p>○ 大阪府北部地震への対応に関し、地方公共団体との連携強化及び被災者支援を機動的に対応する観点から、近畿支店内に「災害融資受付センター」を開設し、相談・受付体制を整備した。（再掲）</p> <p>○ 平成29年度決算において、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定について、将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。</p> <p>○ フラット35リノベ及びフラット35地域活性化型（U・I・Jターン、コンパクトシティ形成、空き家対策）の金利引下げについては、国費によらず、自助努力により対応した。</p> <p>○ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「若者を中心としたU・I・Jターン対策の抜本的強化」を支援するため、「地方創生移住支援事業」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、フラット35地域活性化型に金利引下げを拡大した「地方移住支援」を追加することとした（金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定）。（再掲）</p> <p>○ 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と連携して、住宅の防災・減災対策に取り組むため、フラット35地域活性化型に「防災対策」を追加することとした（金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定）。（再掲）</p>
<p>1. 安定的かつ効率的な資金調達</p> <p>① MBSやSB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報及びMBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（グリーンアップコール）を予定する回数をホームページ等で積極的に開示する。併せて、投資家向け説明会を開催するなど、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努める。</p> <p>② 安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めることにより、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。</p>	<p>（投資家への情報発信）</p> <p>○ MBSやSBの発行方針及び発行計画について、IR活動及び投資家説明会等を活用し、丁寧な情報発信を行った。</p> <p>○ MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。特に、平成30年度から新たに発行をしたT種MBSについては、市場関係者に対し、従来のMBSとの商品性の違いや裏付債権の住宅ローンの現況等、投資判断に必要な情報をタイムリーに提供した。</p> <p>○ SBについては、投資家の予見性を高め投資計画へ反映しやすくなるため、翌四半期に予定しているSBの発行月及び発行年限を事前に機構ホームページや情報ベンダーに公表した。</p> <p>○ 今年度から発行を開始したグリーンボンドについては、機構ホームページに特設ページを新設して周知を図るとともに、広報活動や情報ベンダーを通じたリリース等、積極的に情報を発信した。</p> <p>○ MBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（グリーンアップコール）について、平成30年4月に機構初となる繰上償還をマーケットに影響を与えずに着実に実施。平成30年10月及び平成31年4月に繰上償還を実施する回数については、事前に機構ホームページで予定回数等を公表するとともに、IR等においても積極的に情報発信を行った。</p> <p>○ 平成30年7月に投資家説明会を開催し、平成30年度における機構の取組及び平成29年度決算の概要等についての確に情報発信を行った。</p> <p>（安定的かつ効率的な資金調達）</p> <p><MBS></p> <p>○ 日銀によるマイナス金利政策の継続に伴う低金利環境を背景に、フラット35の事業量は高水準で推移し、月平均1,500億円程度の大型発行が続く中、IRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計で1兆8,089億円（対前年度比▲1,954億円）の発行を安定的に行った。（再掲）</p> <p><SB></p> <p>○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、需要状況に応じた増額方式を採用するなど柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で5,600億円（対前年度比+550億円）の大規模発行を安定的に行った。（再掲）</p> <p>○ 災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。</p>
<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。</p> <p>また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p>	<p>○ 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先信用リスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会（計19回開催）及びALMリスク管理委員会（計12回開催）において各リスク管理のPDCAを実践した。</p> <p>○ 各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、役員会で決定したリスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備に係る年度方針に基づき、モニタリングを実施した。</p> <p>○ 信用リスク及び市場リスクの双方を考慮した「リスク横断的シミュレーション」では、市場環境等を踏まえ複数の将来シナリオを設定し、両リスクから発生すると見込まれる損失額が金利収益等で賄われているかどうかを統合的に把握することで、各勘定が有するリスクへの耐性を総合的に確認した。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>② 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。</p> <p>また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。</p> <p>③ A L Mリスク、流動性リスク等については、証券化、多様な年限のS Bの組み合わせによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。</p> <p>特に、既往債権管理勘定については、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップを解消するようS B等による資金の再調達を行う。</p> <p>④ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託する際には、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。</p> <p>また、委託先の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう、譲渡先の選定、移管等の対応を行う。</p> <p>⑤ 的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を平成29年度末から8.5%以上削減する。</p> <p>⑥ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖繩振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p>	<p>○ 四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会で共有した。モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて審査基準を見直した。</p> <p>○ 金融機関への説明会を通じて、不適正申込みの未然防止を徹底するよう、適切な融資審査の実施を働きかけた。</p> <p>○ 平成30年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、買取型、保証型、住宅融資保険及び機構融資に係る平成31年度の信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。</p> <p>○ 証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定において、ストックの資産及び負債から生ずるキャッシュフローの変動に伴い必要となる資金と新規の資金調達を一体的に管理することにより、ストックベースで全体最適となるように年限ごとの資金調達を進めた。</p> <p>○ 足下の金利環境を踏まえて、将来キャッシュフローの計測に影響する金利モデルを見直した。</p> <p>○ 既往債権管理勘定については、将来において生じる資産と負債のギャップに対応するため、S B及びシンジケート・ローンにより資金を調達するとともに、平成30年度から新たにT種MBSを発行し、調達の多様化を図った。(再掲)</p> <p>○ T種MBSの発行にあたっては、I R活動の強化、証券会社や情報ベンダーを通じた情報提供等を早期に実施した結果、幅広い投資家層からの参加が得られ、3回の発行で計2,000億円の資金を調達した。(再掲)</p> <p>○ 資金調達の状況、A L Mリスク、流動性リスクの状況等について、四半期毎にモニタリングを行い、その結果をA L Mリスク管理委員会及び役員会で共有した。</p> <p>○ 住宅ローン債権の回収業務を委託することとなった19機関（他事業で契約を締結済の機関を含む）について、財務状況等について適切な審査を行い、金融機関適合基準等を満たすことを確認した上で業務委託契約等を締結した。</p> <p>○ 委託先金融機関について、破綻の兆候がないか等を確認するために経営状況等をモニタリングし、役員会で共有した。</p> <p>なお、委託先が破綻する事態は発生していない。</p> <p>○ 買取債権残高が増加する中、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権の残高比率は0.78%となった。</p> <p>また、既往債権についても、返済相談の実施等により、新規の延滞発生を抑制しつつ、不良債権化した債権は、債権回収会社を活用し、全線請求債権の的確な措置及び任意売却等による回収を図った結果、リスク管理債権額は対前年度比で14.98%減少した。</p> <p>○ (独)福祉医療機構及び沖繩振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行った。</p> <p>また、履行後に取得した求償債権については、債権回収会社への業務委託等により回収を図った。</p>
<p>3. 決算情報・セグメント情報の公表</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。</p>	<p>○ 平成29年度決算情報について、勘定毎、一定の事業等のまとまり毎に機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 平成29年度の決算内容に関しては、ディスクロージャー誌において分かりやすく公表した。</p>
<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>② 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成28年度末に比べ、17%程度の削減を実現するため、必要な取組を行う。</p>	<p>○ 平成30年2月に移転した旧四国支店については、平成30年11月に売却手続が完了した。</p> <p>○ 勤務職員数の減少に伴う空きスペースの増加等が課題であった東海支店は、賃借ビルに移転することを決定した。平成31年2月に移転先賃借ビルの選定が完了し、現在移転に向けた準備を進めている。</p> <p>○ 次の7宿舎について、廃止・処分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻生宿舎、真駒内宿舎(札幌市) ・扇町宿舎(名古屋市) ・額新第1宿舎A棟及びB棟(金沢市) ・長居宿舎(大阪市) ・西宮宿舎(西宮市) <p>○ 令和元年度に廃止・処分予定の5宿舎について、退去の案内等廃止・処分に向けた準備を着実に進めた。</p>
<p>5. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 別表1のとおり(略)</p> <p>(2) 収支計画 別表2のとおり(略)</p> <p>(3) 資金計画 別表3のとおり(略)</p>	(略)
IV 短期借入金の限度額	
<p>(1) 短期借入金の限度額 17,000億円</p>	<p>○ 平成30年度における外部からの短期借入金の実績はない。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
(2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既住債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	
IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
該当なし。	該当なし。
V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
該当なし。	該当なし。
VI 剰余金の使途	
決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	実績なし。
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	該当なし。
2. 人事に関する計画 住生活基本計画等に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。	○ 住生活基本計画に基づく施策の実現への貢献及び第三期中期目標・中期計画及び年度計画の着実な達成を目指し、自然災害への迅速かつ柔軟な取組や、政策実施機能の最大化に向けた対応等の優先課題を中心に適正な人員の配置を行った。
3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。	○ 平成29年6月30日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」について、平成30年度は、団体信用生命保険等業務の運営や第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、同積立金を3,582百万円取り崩した。その結果、平成30年度末の同積立金は331,219百万円となった。
4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会を機構内部に設置し、事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、的確なリスク管理を行う。 ② 理事長は監事と定期的な意見交換を行い、内部監査担当部及び内部統制担当部は監事との連携を図る。 ③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。 ④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度内に2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ⑤ ディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保する。 ⑥ コンプライアンスに係る取組については、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。	○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を平成30年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した。第11回（平成31年2月7日開催）事業運営審議委員会では、平成31年度予算案等の概要や足許で発生した災害への取組等の機構業務について説明した。 ○ 年度を通じ、理事長自らの言葉で考えや思いを「理事長メッセージ」として発信した（8回実施）。 ○ 監事は毎週開催する役員会に参加する等、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施している。 ○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策定等に向けた意見交換、監査結果の報告等により、監事との連携を図った。 ○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催（平成30年度実施43回）した。役員会資料は、社内掲示板に掲載し、役職員での情報共有を行っている。 ○ 議事録について、役員会が開催された都度作成し、共有している。 ○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルに基づく管理を適切に実施した。また、事務費予算については、支出実行時における協議（調達の必要性、実施内容及び数量等の精査）を徹底し、効率的に経費を執行した。 ○ ディスクロージャー誌及びホームページの内容を充実させるなど情報公開を積極的に行った。ディスクロージャー誌では、国の政策課題に対応した業務をトピックスに掲載するとともにホームページのカルーセルと連動させることで、機構の取組内容を視覚的にも分かりやすく伝えた。 ○ 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上、定着等を図るためコンプライアンスプログラムを策定し着実に実施した。実施に当たっては、平成30年5月及び11月を「コンプライアンス月間」と位置付けて経営層による職員向けメッセージの発信、コンプライアンスミーティング（全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論）、テスト形式のコンプライアンスドリル、e-ラーニング等の取組を重点的に行う等、取組にメリハリを付けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ○ PDCAサイクルに基づく管理を着実に実施するために、四半期毎に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告した。 ○ コンプライアンス・法務部による全部署への実地モニタリング、全職員を対象としたコンプライアンス意識調査、テスト形式のコンプライアンスドリル等の実施を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認しつつ、平成30年度に発生した不適切な事務処理事案も踏まえて、必要な取組について、翌年度のコンプライアンスプログラムの策定に反映させた。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>(2) リスク管理</p> <p>① 事務リスクRCSA（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により、事務リスク削減等の適切な対応を行う。</p> <p>② 事務過誤、不正防止等の未然防止に資する事務手続体制の構築又は適切な事務の執行に努めるとともに、事務リスクが顕在化した場合は被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務リスクRCSAの実施、事務ミス発生時の速やかな第一報の徹底や注意喚起及び発生防止策を全社展開するなど、事務リスク削減に向けて取り組んだ。 ○ 個人情報漏えい事案については、全職員を対象とした緊急ミーティングを12月から1月にかけて実施し、意識の向上を図った。 <p>(委託先金融機関等で発生したフラット35に係る不適正な融資事案への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度以降、フラット35の取扱金融機関において発生した不適正な融資事案を踏まえ、不適正な融資の発生を未然防止するため、次の取組等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> [主な取組] ア 住宅ローン債権売買基本契約等の見直しを実施し、次の点について明確化した。 <ul style="list-style-type: none"> ・買取債権の再売買の対象 ・受付停止及び契約解除の措置 ・金融機関による事務委託先の適切な管理 イ フラット35の業務プロセスを見直し、売買契約書等について、原本確認の記録方法・内容の詳細化や原本確認態勢の強化等を行った。 <p>(フラット35の不動産投資用物件取得のための不適正利用への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35の不動産投資用物件取得のための不適正利用への対応については、次のとおりお客さまに注意喚起を促すとともに、審査の強化、居住実態調査を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> [主な取組] ア お客さまへの注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・機構ホームページ、パンフレット等に「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨の注意喚起文を掲載（平成30年11月より順次実施） ・「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨を金融機関から申込人に説明した上で、署名・押印した書面等を提出してもらうようルールを厳格化。借入申込時の顧客説明の徹底について金融機関に再周知（平成31年4月顧客説明分より実施） ・フラット35の不適正利用懸念事案に対する機構の対応状況について、機構ホームページに掲載（令和元年5月17日） ・新聞（全国紙）に「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨の注意喚起広告を掲載（令和元年5月29日） イ 買取審査の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・被害拡大の未然防止に向け、取扱金融機関に対して注意喚起文を通知 ・不適正利用事案に見られる特徴等に該当する申込事案に対し、慎重審査を実施 ウ 融資実行後債権に対する調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・不適正利用の疑いのある案件を対象に、お客さまの居住の事実関係、投資目的の有無、住宅購入価格の水増しの有無等の調査を実施するとともに、全債権を対象に投資目的利用が疑われる融資事案を順次抽出して、居住実態調査等を実施（令和元年5月から実施） <p>(機構内で発生した不適切な事務処理事案への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年1月に発覚した不適切な事務処理事案については、2月に臨時経営幹部会議を開催し、全役員、全所属長が出席の上、再発防止策を検討した。 ○ 再発防止策には、次の内容等を盛り込み、平成31年4月に開催した経営幹部会議に報告した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 融資額決定手続の関係書類受領後、当該案件に係る融資予約条件を速やかに確認するように事務フローに明記（平成31年4月から実施） イ 融資額決定手続の繁忙期と申込受理時期が極力重複しないように調整（平成31年度から実施） <p>(その他機構内での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スルガ銀行不正事案の第三者委員会の委員を務めた弁護士を招き、スルガ銀行における不正事案をテーマに役員との意見交換を実施し、事案の振り返りや経営層として留意すべき点等を確認した。 ○ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェックにより、事務ミスの未然防止に資する対応を行った。 ○ 事務リスクが顕在化した場合は、ワークフローシステム等による迅速な報告、事実関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行った。
<p>(3) お客さま保護</p> <p>① お客さまに対し機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行う。</p> <p>② お客さまからの相談や苦情に丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止めることにより、制度・運用の改善につなげる。</p> <p>(4) 情報管理</p> <p>① 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づき適正かつ円滑な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お客さまに対して機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ丁寧に説明した。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、フラット35子育て支援型・地域活性化型のページについて、視覚的なわかりやすさの観点から、日本地図から地域を選択し、該当する地域の情報を取得できるよう改善した。 ○ お客さまから寄せられる相談や苦情に丁寧に対応し、制度・運用の改善につなげた。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、災害復興住宅融資（賃貸住宅リフォーム）について、融資額が少額の場合に建物及び土地への抵当権設定を不要とする取扱いに改定した。 ○ 法人文書開示請求17件、保有個人情報開示請求7件を受理し、開示決定を行う等、適切に対応した。

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年総管情第85号総務省行政管理局長通知）等に基づいた情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p> <p>③ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）等に基づく安全管理措置を着実に実施する。</p> <p>(5) 情報セキュリティ</p> <p>① 内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、組織、取り扱う情報の特性等を踏まえた情報セキュリティポリシーの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を実施する。</p> <p>② 「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>③ 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。</p> <p>(6) 業務実施体制の整備</p> <p>① 民間金融機関において、適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>② 委託業務に関して、関連法令が遵守され、お客さまへの対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>③ 委託業務に関して、お客さま保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。 その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>(7) 人事管理</p> <p>① 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保する。</p>	<p>○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、個人情報の取扱いに関する周知徹底を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修（平成30年4月～10月の間に計7回周知） ・管理職向け研修 ・現場力向上ミーティング（全部署統一テーマ） ・パソコン起動時のコンプライアンスドリル ・e-ラーニングを活用した全職員向けの研修 <p>○ 特定個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、マイナンバーの取扱いに関する周知徹底を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修（平成30年9月～10月の間に計3回周知） ・現場力向上ミーティング（全部署統一テーマ） ・マイナンバーを取り扱う部署の担当者及び管理者向け研修 ・パソコン起動時のコンプライアンスドリル ・e-ラーニングを活用した職員向け研修 <p>○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」群が平成30年7月に改訂されたことを踏まえ、ギャップ分析を行い、機構の情報セキュリティポリシーの改正を行うとともに、外部からの不正アクセス対策として、不正通信に関するモニタリングを継続して行ったほか、共有ドライブ内の暗号化対策を強化した。</p> <p>○ NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）による監査（マネジメント監査及びペネトレーションテスト）を平成30年9月から受検し、指摘・推奨事項に関しては、速やかに対策を講じた。</p> <p>○ 平成30年度情報セキュリティ対策推進計画に従い、次のとおり技術的な対応及び管理的な対応を実施した。</p> <p><技術的対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの不正アクセス対策として、共有ドライブ内の暗号化対策の強化を行った。 <p><管理的対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先での情報セキュリティ事故発生を想定した訓練を実施し、対応手順の実効性を確認した。 ○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・e-ラーニングを活用した全職員向けの研修 ・統一テーマを設定したグループ毎の研修 ・情報セキュリティ責任者、情報システム管理者等に対する役割に応じた研修 ・内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ・全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練 <p>○ 平成30年度に証券化支援事業に新規参入した金融機関に対し、手続説明会の実施や協定締結等、適切な対応を実施した。</p> <p>○ 金融機関の融資審査に係る実地調査（41機関）を実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた14機関については書面による是正要請を行った。 さらに、実地調査において対応が不十分と認められた内容については、平成31年2月に開催した金融機関説明会において説明し、金融機関に対し適切な融資審査の実施を要請した。</p> <p>○ 委託業務において、関連法令の遵守やお客さまへの対応等が適切に行われているかについて本支店がモニタリングを実施し、その中で把握した懸念情報等を含めて内部委員会で審議した。</p> <p>(金融機関に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全金融機関に対して書面モニタリングを実施した。また、一部金融機関に対しては、内部統制機能向上を目的として、情報セキュリティ対策等に関する書面モニタリングを実施した。書面モニタリングの実施結果及び措置内容を内部委員会で審議した。 ○ 62機関に対し実地モニタリングを実施した。実地モニタリングの実施結果及び措置内容を内部委員会で審議した。 <p>(その他委託先に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年4月に外部委託計画書を改正し、個人情報の取扱方法を委託開始前に把握できる仕組みを構築した。 ○ 日本年金機構において業務委託契約に反して再委託を行った事案の発覚に端を発した、総務省からの調査要請を通じて、79契約先に対して、書面や立入調査により契約に即した安全管理措置の管理体制が適切にとられていることを確認した。 ○ 重要な個人情報を取扱う委託先（9月：5社、2月：1社）に対して、最高情報セキュリティアドバイザー同行のもと、個人情報の安全管理措置状況のモニタリングを実施し、問題ないことを確認した。 <p>○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流等を継続した。</p>

平成30年度 年度計画	平成30年度 業務実績
<p>② 金融、建築、IT等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野について、OJTによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。</p> <p>③ 階層別研修等を計画的に実施し、職員の能力・資質の向上を図る。</p> <p>④ 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び役職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護との両立のための支援等を行う。</p>	<p>○ 金融、建築、IT等、高度な専門性が求められる分野については、人事配置やローテーションに配慮しつつ、OJT等を通じた育成を実施した。また、職員の専門性の向上を図るため、外部の金融・証券関連専門講座や国土交通大学校等に職員を派遣した。</p> <p>○ 人材育成実施計画に基づき、昇格の時機を捉えた昇格者研修を実施し、職員の能力・資質の向上を図った。また、中堅職員のマネジメント能力の養成や管理職職員のリーダーシップ及びマネジメント能力の向上に向けて、多面評価サーベイ等を実施した。</p> <p>(女性活躍推進)</p> <p>○ 「女性活躍推進及び育児・介護等との両立支援等に係る取組方針」を定め、方針に基づき、両立支援のための新任管理職に対する啓発や休暇制度の拡充、育児休業者の円滑な職場復帰を実現するための復帰前説明会の実施等を行った。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく行動計画において定めた、「採用者に占める女性の割合を4割以上」とする目標については、行動計画期間（平成28年4月～平成31年3月）において45.1%となり、目標を達成した。</p> <p>(働き方改革の推進)</p> <p>○ 業務の多様化、限られた人員の中で、豊富な経験を有する再雇用職員が仕事と私生活を両立しながら活躍できるよう、複数の勤務体制から選択できるよう制度を見直した。</p> <p>○ 育児・介護等の事情を抱える職員が仕事と私生活を両立しながら活躍できるよう、介護短時間勤務制度の創設や休暇制度を見直した。</p>